

田川市中学校給食調理等事業者選定実施要領

平成28年7月

田川市教育委員会

はじめに

田川市では、猪位金中学校を除く市内中学校7校において平成29年4月実施予定の中学校給食調理等を行う事業者を募集します。

この給食は、学校給食法（以下「法」という。）に定める学校給食となることから、募集する事業者においても、法に定める学校給食の目的及び目標の達成を本市教育委員会と協働で目指すことを強く求めています。

委託業務を実施する民間事業者の決定にあたっては、価格のみでなく衛生管理能力、技術力や経営能力等を審査することにより、委託業務の安全性、確実性及び効率性を確保するため、プロポーザル方式を採用します。

そのため、別紙仕様書には事業者を求める業務範囲等を具体的に記載していますが、それを上回る提案がなされることを期待します。

1 事業名称

田川市中学校給食調理等業務委託

2 契約期間

契約締結日から平成33年3月31日まで（平成29年4月から給食提供開始予定）

ただし、この契約期間は、市議会の議決により確定する。

3 対象

田川市立猪位金中学校を除く田川市立中学校7校の生徒及び教職員 約1,300人

4 委託業務の内容

別添「田川市中学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり。

なお、委託業務の実施にあたっては、食品衛生及び公衆衛生に関する法令並びに厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び「田川市中学校給食衛生管理基準」によること。

5 契約候補者の選考方法

書類審査による一次審査、現地調査及びプレゼンテーション等による二次審査を実施し、契約候補者1者を選考する。

6 予定価格（消費税及び地方消費税を除く）

本委託における予定価格は、1食あたり550円とする。この内、学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、食材費に要する費用は229円とする。

7 契約保証金

田川市契約事務規則第27条による。

8 参加資格要件

(1) 参加資格は、次に掲げる条件をすべて満たす者。

ア 食品衛生法第52条に基づく営業許可を受けていること。

イ 現在、学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の事業を営んでおり、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1回300食以上若しくは1日750食以上の提供実績を3年以上有しており、提案書類の内容が、中学校給食の調理委託の適切かつ確実な実施のために適切なものであること。

ウ 調理施設に栄養士法第2条第1項の栄養士の免許を有する者を設置していること。

エ 調理施設に調理師法第3条第1項の調理師の免許を有する者を設置していること。

オ 過去3年間、食品衛生に関し行政処分を受けたことがないこと。

カ 急に業務履行が不可能となった場合の代行方法を確保できること。

キ 長期に業務履行が不可能となった場合の業務代行保証者を定めること。

(2) 前号の規定に関わらず、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しない。

ア 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者

イ 田川市競争入札参加有資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中の者

ウ 事業者が所在する地方公共団体（市区町村）において市税等を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

9 失格要件

事前に田川市教育委員会学校再編・中学校給食推進室において一次審査（書類審査）を行い、次の事項に該当する場合については、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当していない者
- (2) 提案書類中の見積書に関して、市の予定価格を超える見積額を提示した者
- (3) 参加にあたり、市へ提出した書類あるいはその内容に明らかな虚偽が認められた者

10 スケジュール及び手続きの概要

実施スケジュールは、次のとおりとする。

(1) 全体スケジュール

項 目	日 程
募集内容等の公表	平成28年7月12日（火）
参加表明書提出期限・説明会	平成28年7月19日（火）
質問の受付期間	平成28年7月20日（水）～7月26日（火）
質問回答期日	平成28年7月27日（水）
会社概要、提案書及び見積書の受付期間	平成28年8月1日（月）～8月5日（金）
一次審査結果の通知	平成28年8月16日（火）頃
現地調査の実施	平成28年8月17日（水）～8月19日（金）
二次審査（プレゼン等）の実施	平成28年8月22日（月）～8月26日（金）
審査結果の通知	平成28年9月上旬
契約議案議決	平成28年10月上旬
契約締結	平成28年10月中旬

(2) 審査結果の通知

審査結果については、平成28年9月上旬に参加事業者に書面で発送する。

(3) 契約締結

契約に当たっては、あらかじめ市議会の議決を要する。

議会の議決を経て、市は、契約候補者と当該委託に関わる契約を締結する。

11 説明会

当該業務委託の募集に係る説明会を下記のとおり開催する。

(1) 開催日時

平成28年7月19日（火）午後3時から。

(2) 開催場所

田川市大字伊田2550番地1

田川市民会館2階 視聴覚室

12 参加の確認

当該業務委託の募集に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書兼誓約書（様式1）を提出しなければならない。なお、参加表明書兼誓約書の提出後の辞退については、参加辞退届出書（様式7）を提出しなければならない。

(1) 提出期限

平成28年7月19日（火）午後4時まで。郵送等による場合は、当日必着。

なお、説明会の出席者については、説明会終了後までとする。

(2) 提出物

参加表明書兼誓約書（様式1）

(3) 提出方法

提出場所へ郵送による場合は、当日必着とする。また、直接持参する場合は、午前9時30分から午後4時までとする。なお、本件の提出に関する一切の費用については、申請者の負担とする。

(4) 提出場所及び問合せ先

本募集要領最終ページの「本募集に関する全ての問合せ先」参照

13 提出書類

(1) 会社概要（様式2）及び添付書類

当該業務委託の募集に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。なお、会社概要（様式2）については次のとおり提出すること。

ア 会社の沿革、組織及び直近3期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）等をA4版ファイルに編冊の上、提出すること。ただし、会社の沿革、組織については、PR用のパンフレットでも可とする。

イ 決算書類等

(ア) 法人税の確定申告を行っている事業者

提出日の属する事業年度前3カ年に係る事業者の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「法人税の確定申告書の控えの写し（確定申告書に添付した全ての書類）」

(イ) 上記以外の事業者

- ・提出日の属する事業年度前3カ年に係る事業者の「貸借対照表」か「財産目録」又は、これらに相当する書類。
- ・提出日の属する事業年度前3カ年に係る事業者の「損益計算書」か「収益計算」又は、これらに相当する書類。

ウ 納税証明書又は滞納のない証明書の写し

提出日3カ月以内に発行された、直近1カ年分の法人市区町村民税納税証明書又は滞納のない証明書

エ 飲食業営業の許可書の写し

保健所が発行する飲食営業の許可証の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 役員等調書及び照会承諾書（様式6）

参加資格要件(2)エについて、福岡県田川警察署に照会するための役員等調書及び照会承諾書。

キ ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」、「商号または名称」等を記載すること。

(2) 提案書及び見積書等

ア 提案書（企画書） 様式4

イ 添付図面等

(ア) 図面

- ・調理施設及び設備等配置平面図を添付すること。なお、室名、設備機器名を明記すること。
- ・図面には、食材及び食品の搬入搬出経路、従業員の入退出経路等の各々の動線を明記すること。

(イ) 写真

施設内外の主な箇所を撮影した写真を A 4 版縦用紙に、適宜必要な枚数を添付すること。

ウ 見積書 様式 5

記入要領は次のとおりとする。

- (ア) 見積金額には、1食あたりの金額を記入すること。
- (イ) 平成29年度から平成32年度までの4年間で平準化した金額で記入すること。また、食材費229円を含めること。
- (ウ) 消費税及び地方消費税抜きの見積金額を記入すること。
- (エ) 見積金額が6の予定価格を超える場合は、失格となるので注意すること。

14 提出書類の受付期間

(1) 受付期間

平成28年8月 1日(月)～8月 5日(金)まで。

(2) 提出物

ア 提出書類一式【正本1部、副本10部(A4判)とする。】

イ 提案書(企画書)の電子データ

(3) 提出方法

午前9時30分から午後4時まで提出場所へ直接持参するものとする。ただし最終日は午前9時30分から正午までとする。

持参する際は、事前に電話予約をすること。また、提出書類のヒヤリング等を行うため、内容の判る者が持参すること。

なお、本件の申請に関する一切の費用については、申請者の負担とする。

(4) 提出場所及び問合せ先

本募集要領最終ページの「本募集に関する全ての問合せ先」参照

15 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。

なお、提出書類の著作権は事業者にあるが、市は提出された書類について、特に提案事業者の承諾を得ず、無償で公表、使用することができることとする。

16 契約候補者の公表

次に掲げる事項を、田川市ホームページで公開する。

- (1) 業務名
- (2) 契約候補者を選定した日
- (3) 契約候補者の名称及び所在地
- (4) 選定結果

17 質問の受付

本件に関する質問の受付は、質問書（様式3）に質問内容等を具体的に記入し、基本的にメールにて提出すること。なお、受付けた質問に関しては、全参加表明事業者に回答を行うこととする。

質問の受付期間：平成28年7月20日（水）～7月26日（火）

田川市教育委員会 学校再編・中学校給食推進室（田川市民会館内）

E-mail：saihen_kyusyoku@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

FAX：0947-49-3085

18 その他の留意事項

- (1) 本件の参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

また、提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、参加者の負担とする。

- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。

- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の参加において、企業連合といった2社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受付けない。
- (5) 受託者は委託事業の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- また、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、食品衛生及び公衆衛生に関する法令、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び「田川市中学校給食衛生管理基準」を遵守できる者に対してのみ、再委託することができる。ただし、再委託に際しては、あらかじめ書面によって教育委員会の承諾を得るものとする。
- (6) 現在、本市の中学校給食を担う予定の調理施設・設備・運搬車両がない場合は、市が指定する期限までに提出書類のとおり整備等を完了すること。完了の見込みがないと認められる場合には、契約を解除することができることとする。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合には、田川市情報公開条例に基づき提出書類を公開する。
- (8) 提出資料の他、追加資料を求められた場合には提出すること。

本募集に関する全ての問合せ先

田川市大字伊田2550番地1（田川市民会館内）

田川市教育委員会 学校再編・中学校給食推進室

E-mail : saihen_kyusyoku@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

電話 0947-44-2000（内線：582・583）